大阪市標準準拠システム移行推進プロジェクトチーム設置要綱

（目的）

第１条　「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立していくことを目指し、本市におけるシステムの標準化を全庁的な取り組みとして計画的かつ効果的に推進するため、各区局間の情報共有を図るとともに、標準化関連業務に関する課題の検討、業務改革を含めた業務の見直し及び、連携した進捗管理を行う上で、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第２条　大阪市ＤＸの推進に関する規程（以下「規程」という。）第５条第２号の規定に基づく事務を推進するため、規程第９条第１号に規定するプロジェクトチームの設置において大阪市標準準拠システム移行推進プロジェクトチーム（以下「標準化推進ＰＴ」という。）を置く。

（所掌事務）

第３条　標準化推進ＰＴの所掌事務は、次のとおりとする。

（１）「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第２条第１項の規定に基づき標準化対象事務を定めた「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」で定める事務

（２）（１）に関連する別表１に掲げる情報システムに関する事務

（組織）

第４条　標準化推進ＰＴは、推進プロジェクト統括責任者、推進プロジェクトリーダー及び推進プロジェクトサブリーダーで組織する。

２　推進プロジェクト統括責任者は、デジタル統括室が所管する事務を担任する副市長をもって充てる。

３　推進プロジェクトリーダーは、デジタル統括室長をもって充てる。

４　推進プロジェクトサブリーダーは、推進プロジェクト統括責任者が指名する区長、市民局長、財政局税務総長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、教育次長、行政委員会事務局長の職にある者をもって充てる。

５　推進プロジェクト統括責任者は、標準化推進ＰＴを招集し、主宰する。

６　推進プロジェクトリーダーは、所掌事務を統括し、推進プロジェクト統括責任者を補佐する。

７　第４項に規定する者は、標準化推進ＰＴの所掌事務の円滑かつ効果的な処理が図られるよう相互に連携しなければならない。

８　推進プロジェクト統括責任者が必要と認めるときは、第４項に規定する者以外の者に標準化推進ＰＴに出席を求めることができる。

（大阪市標準準拠システム移行プロジェクトチーム）

第５条　第３条に定める所掌事務のうち、当該情報システムの標準化・共通化を検討し、標準準拠システムに移行するために、別表２に定めるところにより、標準化推進ＰＴに大阪市標準準拠システム移行プロジェクトチーム（以下、「システム移行ＰＴ」という。）を置く。

２　システム移行ＰＴは、移行プロジェクトリーダー及び移行プロジェクトメンバーで組織する。

３　移行プロジェクトリーダーは、第３条第２項に関する事務を所管する当該局等の部長、担当部長その他これらに相当する職にある者をもって充てる。

４　移行プロジェクトリーダーは、推進プロジェクトサブリーダーの命を受けて、システム移行ＰＴを招集し、主宰する。なお、各システム移行ＰＴを横断し共通的な課題対応をする移行プロジェクトリーダーは、推進プロジェクトリーダーの命を受けて、システム移行ＰＴを招集し、主宰する。

５　移行プロジェクトメンバーは、移行プロジェクトリーダーが必要とするメンバーで構成する。なお、必要に応じて各システム移行ＰＴにデジタル統括室も参画する。

６　推進プロジェクトサブリーダーは、システム移行ＰＴで決定された事項や論点整理の状況等プロジェクトの進捗状況について、定期的に標準化推進ＰＴに報告する。

（大阪市標準準拠システム移行ワーキンググループ）

第６条　第５条第１項において、標準仕様に合わせた業務の見直し及び業務設計の構築を行うため、システム移行ＰＴに対象業務の大阪市標準準拠システム移行ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）を置く。

２　ワーキンググループは、ワーキンググループリーダー及びワーキンググループメンバーで構成する。

３　ワーキンググループリーダーは、第３条第１項に関する事務を所管する当該局等の課長、担当課長、主幹その他これらに相当する職にある者の中から各推進プロジェクトサブリーダーが指名する。なお、各ワーキンググループを横断し共通的かつ具体的な課題対応をするワーキンググループリーダーは、推進プロジェクトリーダーが指名する。

４　推進プロジェクトサブリーダーは、ワーキンググループの設置後、体制について標準化推進ＰＴに報告をする。

５　ワーキンググループリーダーは、推進プロジェクトリーダー又は推進プロジェクトサブリーダーの命を受けて、ワーキンググループを招集し、主宰する。

６　ワーキングメンバーは、ワーキンググループリーダーが必要とするメンバー（業務所管局、区役所等）で構成する。なお、必要に応じて各ワーキンググループにデジタル統括室も参画する。

７　ワーキンググループリーダーは、ワーキンググループで決定された事項や論点整理の状況等プロジェクトの進捗状況について、定期的にシステム移行ＰＴに情報共有する。

８　推進プロジェクトサブリーダーは、ワーキンググループで決定された事項や論点整理の状況等プロジェクトの進捗状況について、定期的に標準化推進ＰＴに報告する。

（庶務）

第７条　標準化推進ＰＴの庶務は、デジタル統括室において処理する。

２　各システム移行ＰＴ及び各ワーキンググループの庶務は、移行プロジェクトリーダー及びワーキンググループリーダーが在籍する局等が行う。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年６月10日から施行する。

　　　附　則

　この改正要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この改正要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（別表１）（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 情報システム名 |
| １ | 住民基本台帳等事務システム |
| ２ | 戸籍情報システム |
| ３ | 税務事務システム |
| ４ | 国民健康保険等システム |
| ５ | 介護保険システム |
| ６ | 総合福祉システム |
| ７ | 保健衛生システム |
| ８ | 就学システム |
| ９ | 校園ネットワーク業務システム |
| １０ | 選挙事務システム |
| １１ | 期日前・不在者投票管理システム |
| １２ | 当日投票管理システム |
| １３ | 基盤系システム統合基盤 |

（別表２）（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ＰＴの名称 | 対象業務 |
| １ | 住民基本台帳等事務システム移行ＰＴ | 住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票 |
| ２ | 税務事務システム移行ＰＴ | 固定資産税、個人市民税、法人住民税、軽自動車税 |
| ３ | 国民健康保険等システム移行ＰＴ | 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療（資格・収納） |
| ４ | 介護保険システム移行ＰＴ | 介護保険 |
| ５ | 総合福祉システム移行ＰＴ | 障がい者福祉、児童手当、生活保護、児童扶養手当、子ども子育て支援、健康管理（母子保健関係） |
| ６ | 保健衛生システム移行ＰＴ | 健康管理（がん検診等）、健康管理（接種履歴等） |
| ７ | 教育委員会事務局関係システム移行ＰＴ | 就学（学齢簿編成等・就学援助） |
| ８ | 選挙システム移行ＰＴ | 選挙人名簿管理（選挙人名簿、在外選挙人名簿等） |
| ９ | システム共通移行ＰＴ | 移行・連携など各情報システムにおいて共通すること |